

新型コロナウイルス感染症に関する新たな入国制限（重要なお知らせ）

1 日本国政府は、日本の感染症法に基づいて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を「指定感染症」に指定したため、日本に上陸申請を行う外国人で、医師により新型コロナウイルス感染症の患者とみなされた方は、出入国管理及び難民認定法による上陸拒否事由に該当することになります。

また、日本の検疫法に基づいて新型コロナウイルス感染症を「検疫感染症」として指定しているため、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いのある外国人は、検疫を受けるよう命じられることがあり、有効な査証（ビザ）を保有していたとしても例外とはなりません。

2 更に、日本政府は、2020年4月3日以降、以下の3つのカテゴリーのいずれかに該当する外国人は、特段の事情がない限り、日本に上陸することを許可しないと決定しました。

（1）日本への上陸の申請日前14日以内に以下の地域における滞在歴がある外国人

○アジア地域

インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、中国（含：香港、マカオ）、台湾、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

○大洋州

豪州、ニュージーランド

○北米

米国、カナダ

○中南米

エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア

○中東地域

イスラエル、イラン、トルコ、バーレーン

○欧州地域

アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク

○アフリカ地域

エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ

（2）中国湖北省または浙江省において発行された同国発行の旅券を所持する外国人

（3）その船舶内にて新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがある旅客船に乗船する外国人

3 「査証の原則的発給基準」に基づき、日本に上陸することが許可されていない上記2のカテゴリーのいずれかに該当する方からの査証申請は受け付けられません。査証申請者は、日本への上陸申請日前14日以内に2（1）に示す地域に滞在したかどうか及び査証発給後、日本への渡航予定日前14日以内に、同地に滞在する予定があるかどうかに関する質問票（別紙）に記入し、提出する必要があります。

4 なお、現在有効な査証（ビザ）を保持している外国人であっても、上記1の上陸拒否事由、上記2のカテゴリーに該当する場合、日本への上陸は許可されません。

5 質問票に虚偽の申告を行った場合、査証発給拒否となり、同一目的では6か月間査証申請が受理されません。また査証発給後に虚偽の申告が判明した場合は査証が取り消されます。

6 日本入国時に虚偽の申告を行った場合、出入国管理及び難民認定法の規定により、日本への入国が拒否されます。入国後に判明した場合、同法により、3年以下の懲役もしくは禁錮、又は300万円以下の罰金が科されます。またその場合、在留資格が取り消され、退去強制の対象となる場合があります。

質問票

氏名 _____ 男 女

生年月日 _____

国籍 _____ 旅券番号 _____

以下の質問に答えて、該当欄口に✓（チェック）を記入して下さい。

質問1

訪日予定日前14日以内に、以下の国／地域のいずれかに滞在していましたか。

滞在していた 滞在していない

質問2

査証発給後、訪日予定日前14日以内に、以下の国／地域のいずれかに滞在する予定がありますか。

予定がある 予定がない

○アジア地域

インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、中国(含:香港、マカオ)、台湾、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

○大洋州

豪州、ニュージーランド

○北米

米国、カナダ

○中南米

エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア

○中東地域

イスラエル、イラン、トルコ、バーレーン

○欧州地域

アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク

○アフリカ地域

エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請人署名 _____

※本質問票に虚偽の申告を行った場合、査証発給拒否となり、同一目的では6か月間査証申請が受理されません。また査証発給後に虚偽の申告が判明した場合は査証が取り消されます。

※日本入国時に虚偽の申告を行った場合、出入国管理及び難民認定法の規定により、日本への入国が拒否されます。入国後に判明した場合、同法により、3年以下の懲役若しくは禁錮、又は300万円以下の罰金が科されます。またその際は、在留資格が取り消され、退去強制の対象となる場合があります。